元代の竹の専賣とその施行意義

井ノ崎隆興

一、はじめに
二、竹　產　地
三、竹法の沿革
四、竹　課　額
五、竹の專賣實施の目的
六、むすび

一、はじめに

山林、川澤の產の金・銀・珠玉・銅・鐵・水銀・朱砂・碧甸子・鉛・錫・礬・硝鹻、竹林の類のごときは、みな天地自然の利にして、國を有する者が、かならず資するところのものなり。

元史食貨志「歲課」の條にみられるこの考え方――自然物をすべて國有財產とみなすしきたりは、古來、中國における傳統であつた。したがつて竹に課稅することも至極當然なことで、早くは唐代、つづいて宋・元・明・清と歷代それを實施したことが、歷代の正史食貨志に傳わつている。ところが元朝はその課稅法に專賣制度(竹引法)を適用したのである。

一体、中國における專賣法の歷史的成立過程は、佐伯富教授の「宋初における茶の專賣制度」(京都大學文學部五十周年記念論集)の論文に、まことに簡明に記してあるので、そのまま寫すと「中世まで國家の財政は主として地租に依存してゐたが、近世においては獨裁君主政治の發達から、これを支へる軍

隊と官僚との數が莫大な額に達した。ところが從來の兩稅收入を以てしては到底これらの尨大な軍隊や官僚に對する經費を捻出することが出來ないのでここに茶鹽等の專賣制度が確立した」のであつて、物品の生產・販賣に關する一部または全部の權利を獨占して官營とし、普通利潤より遙かに高い利益を國庫に收めんとするのであつた。

元朝は廣い統治地域の行政費、それに莫大な軍事費等のために、少しでも多くの財政收入を計畫したことは十分考えられる。しかし、竹に引法を施行したのは、たしか元朝をおいて他になかつたはずである。とすると、これはまことに特異な政策であつたといわねばならない。もともと元朝が他の王朝と本質的に相違していたことを思いあわすと、これら兩者のあいだには、何か聯關があり、或は他に何かの目的があつたのではないかと思いつき、實は注意してしらべてみた。そしてこの疑問は、考察を進めてゆくにつれて益々強くなつたのである。そこでまず、元朝の竹法を詳細にさぐりつつ、竹の專賣施行の理由が那邊にあつたかを考究し、元朝專賣法の設置意義の一斑を明かにしようと試みたのがこの小論である。

二、竹　產　地

中國における古代の竹の產地については、森鹿三教授の論文「竹と中國古代文化」(東光第一號)に詳しい。しかし、ここでは、この論文を餘すなく紹介する紙面がないので、必要な要點のみ次に書く。

元來、中國はその北と南とが全く對照的である。北は一年の大半が、黃塵が吹き、雨量の限定された褐色の大陸であるに對して、南は豐かな雨と暖かい氣候で綠の大陸をなしている。この南北二大陸は、大體、一線で明確に分割できるのであつて、この一線こそ揚子江と黃河の丁度中間の北緯三十四度線、つまり淮河から秦嶺山脈に至る一線である。ところが竹も、この中國を二分する一つの指標になつている。すなわち、北緯三十四度以北では、竹は全く少く、南へゆくほど豐かであると、クレッシイは說くのである。教授はこのクレッシイの提言を出發點として精緻な考究を展開されるが、その中の竹產地に關すを見解は、大体こうである。大行山脈と黃河にはさまれた所謂河內地方を中心に、西方の秦嶺山脈の北麓から渭河に至る地域、洛陽から

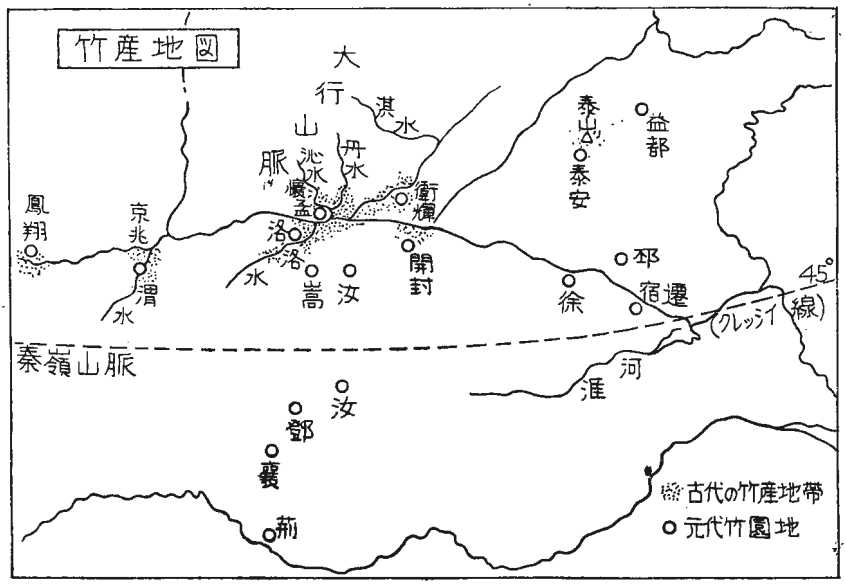

上流の洛河地帶、そして開封附近、山東では泰山の周邊等が古代の竹の主産地で、上圖に示したように、それはクレッシイ線より北に入りこんで少しずれている。しかも中國の文化の發祥したのは、まさにこういつた竹産地帶においてであつて兩者には深いつながりがあつたというのである。

さて、元代の竹産地である。これについては、

竹の産するところ一ならずといえども、腹裏の懷孟、陝西の京兆・鳳翔には、みな在官の竹園あり。（元史九四、食貨志「歲課」の條）

およそ輝・懷・嵩・洛・荊・襄・益都・宿遷等の竹貨は、みなこれ（衛州竹課提舉司）に隷せしむ。（同前）

および

衛輝路の現管の竹課は、所該の地面が、懷・洛・嵩・汝・唐・鄧・徐・邳・益都・泰安等處によつて、云々（烏台筆補論衛輝路不宜通管竹課事狀）

等の當時の記錄から容易に主要竹産地がわかる。竹園というものは、時代がうつつても、さほど變遷するものではないと考えていたが、果して古代のそれと殆んど一致しているのがわかるのである。

一致するといえば、元代でも古代同様、河内地方にあたる懐孟路[1]が第一の竹産地であつた。マルコ・ポーロは例の旅行記の「大河カラモレン（＝黄河）と河中府」の條で[2]

この河の流域に、大きな竹がたくさん生えていて、その中には周囲一フィート（＝三〇・四八センチメートル）あるいは一フィート半もあるものがある。

と述べているが、ここにいう「流域」こそ、まさに懐孟路に他ならない。しかも、

懐・洛・關西等處にあつては、平川（ひらち）に竹園約五百餘頃あるを見る。すなわち國家の恒産にかかる。（元典章二十二、戸部八竹課、「腹裏竹課依舊江南亦通行」の條）

と關西方面も含めてではあるが、この地方一帶の官竹園は五百餘頃におよんだという。元朝の竹法が、この地方を中心にして當然展開したのはいうまでもない。

三、竹法の沿革

結論的に書くと、元代の竹法の沿革は實に複雑であつた。とくに初期においては、官竹園――元朝が司竹監を置いて管理し（主としてもとの園主を使用して）種竹・育生にあたる――と、民竹園――民間の園主が種竹・育生にあたる――とがあり、兩園とも巡行（竹）官が嚴重に監視する方式であつたし、また販賣も官賣・民賣が繰りかえされたのである。以下順序を追つて考察する。

モンゴル帝國時代

太宗オゴタイの時代においては、

衛輝路輝州の園竹は、みな百姓にかかり、自來栽植して、物業を置買す。軍站の差徭には、これに仰せて出備せしむ。（秋澗全集九十、便民三十五事「輝竹屬民」の條）

とか、

懐孟およびその餘の路分の竹貨は、百姓の栽植の恒産にかかる。これによつて軍站に簽充し、民戸の差發に應當せしむ。（天典章二十二、戸部八竹課「竹貨依例收稅」の條）

とあるごとく、民の恒産として軍站の差徭の費用にあてしめた。だから太宗時代の課稅品物をしらべてみても、竹をその中に見出せない。[3]しかし、その後、華北一帶の支配權が確立してくると、竹にも課稅したようである。憲宗マングの三年、河南府總管に任ぜられた陳祐が竹稅等の免ぜられんことを奏して許された事實が、[4]これを證している。こ

うしてまた、憲宗三年以後、河南の竹税は一時廃止されたのである。

元朝國初以後

ところが世祖フビライが即位した頃、河南の漕長になつた憑德用が「兩郡（懷・輝）の竹が、その課利を妨げる」（牧庵集二十四、少中大夫孫公神道碑）を理由として「始めて請うて、兩郡の竹園を籍し、官有とな」（新元史一七三、孫顯傳）した。そして、制國用使司をしてきびしく取締らせた。元史食貨志「歳課」の條の

竹の産するところ一ならずといえども、腹裏の懷孟、陝西の京兆・鳳翔、みな在官の竹園あり。國初みな司竹監を立ててこれを掌らしめ、毎歳税課所の官に令して、時をもつて採斫せしめ、その價を定めて三等となし、民間に易しむ。

とあるのは、このことをいつているのである。

こうして元代の竹法は、ようやく組織づけられたのであるが、中統二年に、

輝の民殖の園竹は、仰せて賦税を供せしむ。監司これを掩せど官に入るは少く、犯ある民はすなわち産を破る。養民の道に抵れる。（秋澗全集五一、大元國故衛輝路監郡塔必公神道碑）

と、塔必迷失の利害を力陳した上奏で、輝州の竹園のみが民産になることが許された。

蓋し衛輝の路分は微小なれど、四衝の驛程に當り、民訟・科差・諸軍・奥魯・一切の課程等のことが、これを他郡に比ぶれば、百倍にしてそれ劇し。（烏台筆補、「論衛輝路不宜通管竹課事狀」の條）

よりわかるごとく、衛輝路[5]は、元來、特殊な地域であつた。したがつて、竹を民の恒産として差徭の出費にあてしめるもとの方式にかえしたわけである。だがしかし、當時、實弟の阿里不哥と主權を爭つていた世祖が[6]、中國の統治に非常に愼重をきし、中國人とは萬事妥協的であつたことも忘れてはならない。

この衛輝路の民竹園は、總面積四十餘頃であつたという。[7]もちろん、五百餘頃におよぶ官竹園の比ではないにしても、至元二十一年までつづく官民兩竹園の並存は、こうして始まつたのである。

まず官竹園である。ここの竹を三等に定價して民に買わしめていたことは、さきに資料を掲げておいた。ところが

至元四年になつて、最初のしかも劃期的な改革が行われた。

始めて制國用使司に命じて、懐孟等路の司竹監に竹引一萬道を印造せしめ、毎道工墨一錢をとり、およそ發賣にはみな引を給す。（元史七四、食貨志「歳課」の條）

の竹引法の制定がそれである。元史類編によると、[8] 陝西地方の京兆・鳳翔等にも適用され、官竹園のすべてに當然の理として引法が施行されたのである。當時すでに榷鹽法の一つとして鹽引法が施行されていた。[9] 竹引法がこれに模せられたことは十分推測できるが、それに關する詳細な點になると、實は判明しない。しかし、たまたまおこつた辛玉の告訴事件から、竹引法の一斑がわかるので少し詳しく書いてみるが、その前に、やはり辛玉事件に關係する民竹園について、述べておかねばならない。

民竹園には衛輝路にある四十餘頃のほかに、民宅の周圍にある僅かな竹園が所屬し、この課税方法は現品徴収の所謂抽分法であつた。しかもそれは、最初六割という非常な高率であつたのである。ところみに、細貨（珊瑚・瑪瑙のごとく比較的小さくて高價なもの）は一割、麤貨（椰子・硫黄のごとく比較的大きくて廉價なもの）は六分強という當時の輸入品の抽分率に比較してみれば、おのずとわかるはずである。ところが至元三年十二月に

輝州の竹税を減じて、これよりさきに官が十分の六取りしを、ここに至りて、その二を減ず。（元史六、世祖本紀）

と、その抽分率は四割に引き下げられた。姜毅の建言によつたのである。[10] しかし、實際は、

その實は中半にして、さきに園戸が難を訴え、上司の定奪を蒙るといえども、今二年たつも、未だ明降をえられず。（烏齋筆補、「論官買輝竹事狀」）

と、五割の徴収が普通のありさまであつた。そのうえ殘りの竹も

官また拘取し、價直を量給すれど、當時の百姓すでにこれに堪えず。（秋澗全集九十、便民三十五事、「輝竹屬民」の條）

と、後でも述べるが、強制的に買いあげられていた。

さて、辛玉の告訴事件である。至元九年の或る日、京兆府の一商人辛玉が衛輝路で紫竹――幹に紫黑の斑點のある竹――の扇杆五千六百條を販賣した。これを監視にあたつていた竹局官が「私竹」だと捕え、紫竹はもちろん鈔七千五兩と驢二頭を罰金として沒収した。というのが事件のあら

ましである。

もつとも、これだけのことなら、常に見られる小事件として終つたかもしれないが、辛玉がこの處置には納得できないと、御史臺に訴えでるにおよんで、この事件は大きな波紋をおこした。ただちに御史臺から中書省に呈文が送られ、中書省は擬定して連呈するよう戸部に判決原案を下した。そうこうしているうちに、一方、衛輝路からもこの事件について中書省に上申してきたのである。恐らく竹法の不備からくるこおいつた紛爭は、今まで屢々あつたために、元朝としてもこれを機會に處罰のための明確な法的根據を確立する必要があつたのであろう。結局、次のように議定した。

もしこれ客旅が、紫竹の扇杆を搬到すれば、卽便に衛輝路總管府に赴かしめ、元該の工本・脚力・盤纏を扣筭し、官が收買をなして引を給し、本處の燻桿とともに相兼して發賣せよ。もし行かずして私下に販賣する人あらば、捉拿して官に到り、私竹の例によりて斷沒せよ。

（元典章二十二、戸部八竹課、「紫竹扇杆收買給引」の條）

事件の內容とこの議定文を併せ吟味して次のことが考えられる。

その一は、辛玉が違反にとわれたのは、販賣區域を犯したのではなく、紫竹を賣つたことにあつたのは確かである。もしかりにこの紫竹が竹引法によつて買い受けたものであつたとしたら、當然、辛玉は一定の地域內で販賣できたはずで、ここではあてはまらない。だから辛玉の紫竹は民竹の部類に屬するものであつたと思われること。その二は、辛玉と竹局官が對立し紛爭を起したのは、兩者の見解に相違があつたためである。辛玉は販賣しても違反にならないと考えたのに反して、一方竹局官は、販賣できるのは許可してあつた竹引法による竹だけだと解釋したのである。このような結果を導いたのは、結局、明確な民竹販賣の可否に關する規定がなかつたためと思われること。その三は、眞實、民竹の販賣に關する規定がないとしたら、恐らくそれは當時、抽分し、強制買いあげをうけた民竹が、あとに殆んど殘らなかつたために、その必要がなかつたと思われること。こう考えると「官また拘取し、價直を量給すれど、當時の百姓はすでにこれに堪えず」の記事の內容もわかつてくる。

ここで竹法を一應まとめてみると、

一、官竹はすべて竹引法が適用され、鹽引法と同じく、商人が引を買いうけ、竹産地で引と交換に受けた竹を規定地域で販賣した。

二、民竹にはまず抽分を課し、そのあと殘りの竹を強制的に買いあげた。

だから殆んど百姓らには竹は殘らなかつたはずである。ところがやはり民竹を販賣する商人があつたので、今度の辛玉事件を機として、

三、もし抽分・買いあげのあとに民竹が殘つたときは、その竹の自由販賣を許さず、すべて衛輝路總管府に納めさせた。その場合その竹についやした一切の經費を支給した。

つまり、商人が販賣できるのは、竹引法による竹だけだつたことが明確化されたわけである。

なお、元史卷百四、刑法志五十二、刑法三の「私竹」の條は、この考察の助けとなるので追記しておく。

すべて衛輝等處で、私竹を販賣する者は、竹および價錢をすべて官に沒す。首告して實を得たる者には、沒官の物より約量して賞を給す。界を犯して私賣する者は、私竹罪より一等を減ず。もし民間の住宅の内外ならびに闌檻の竹の畝をなさざるもので、本主が自用するほかを貨賣する者は、例によつて抽分すべし。有司が禁治して、嚴ならざる者はこれを罪し、なほ解由内に開寫すべし。・なおまた、辛玉の事件は、辛玉から鈔と驢を沒收するが、とくに紫竹の扇杆は、新定の規則により扣筭して買いあげることで落着した。

至元十三年以後

至元十三年三月といえば、河南の襄陽を奪取して南下した元軍が破竹の勢で南宋の都臨安を陷した時である。江南の廣大な地域をおさめた元朝は、それに應ずる體制を整える必要が生じたのはいうまでもない。まして淮河以南の幾多の豐富な竹園を獲得した竹法については、更にいうまでもない。

至元十三年十二月に、浙東西・江東西・淮東西・湖南北等一帶の府、州、軍、縣のすべての官史・軍民に詔諭した聖旨は、この意味において、新附の地域を統治する基本的な最初の行政方針を示す重大な意義をもつていた。今本論

に直接關係する部分を抜きがきすると、

田租・商稅・茶・鹽・醋・金・銀・鐵冶・竹貨・湖泊の課程は、實に從つてこれを辨ず。（元史九、世祖本紀）

とある。このことは元典章にも記載して、

一、金銀・鐵冶・竹貨・湖泊の大小の課程は、兩淮の湖泊の課程の權且の倚免を除くの外、その餘の課程は、仰せて提點官に已委し、聖旨の事意を欽奉して、心を用いて恢辨せしむ。なお月ごとに具辨した數目を省に申せよ。（元典章二十二、戶部八課程「江南諸色課程」の條）

と、より詳細に傳えている。すなわち、ここに、華北の官竹園における竹引法と民竹園の抽分法、そしてこの提點官を派遣して、實に從つて課を辨ずる以上三つの方法が同時に施行せられるにいたつたのである。

至元二十一年以後

至元二十一年十一月に、盧世榮が中書右丞となつて、中央政界の實權を握つた。說明するまでもなく、盧世榮とは、例の阿合馬・桑哥とともに元史姦臣傳に名を連れているとはいえ、元朝初期の財政家としてその手腕は高く評價すべき人物である。彼は直ちに、

また懷孟の竹園、江湖の魚課および襄淮の屯田のことを奏す。（元史二〇五、姦臣傳「盧世榮」の條）

と、財政たて直しの一端として、竹法の改革をも企圖したのである。

丁度その頃、元朝の社會が惡性インフレのため危機にひんしていた狀態については、ふれないでおくが、竹園のありさまをみてみると、

園中の一竿を取るといえども、また自盜の罰をもつて坐せしむ。（新元史一七三、孫顯傳）

は、まだわかるとしても

懷・衛の居民、一筍一竹を犯せば、おおむね私論を以て家を破るに至る。（元文類六十八、平章政事致任尙公神道碑）

や

園傍の田民、耦耕して侵犯し而して出ても、たゞ罪となる。民はなはだこれに害わる。（牧庵集二十四、少中大夫孫公神道碑）

に見られるごとく、取締は實に嚴重をきわめた。しかも、

官、園を竭して伐取せしむれば、竹は日々益々耗えど、課入は除かれず。（同前）

のありさまであつてみれば、

監ならびに巡行官を立ててより以來、煩擾に勝えず。民竹は十に八・九は廢し、官竹は十に六・七が損わる。（紫山全集二十三、雜著「民間疾苦狀」の條）

の狀態にたちいたるのも無理はなかつた。

まさに竹監および巡行官を罷め、民間に許して竹を種えしめて、價によりて稅を收めしめ、官竹は一員に委付して掌管し發賣せしむべし。（同前）

との輿論も當然なことといわねばならない。

至元二十一年十二月、さきの盧世榮の奏を許して、竹法の大改革を命じた次の聖旨は、このようなときに降つたのである。

懷孟およびその餘の路分の竹貨は、……在前、有司が拘禁し發賣すれば、ただ生理を妨奪し、民を重困せしめるのみならず、また、南北の竹貨の通行を不能にいたし、深く便ならずとなる。仰せて、各處の竹監をもつて、ことごとく革罷を行い、民便に從つて貨賣するを聽し、ただ例によりて收稅せよ。これを欽め。（元典章二十二、戶部八竹課「竹貨依例收稅の條」）

こうして、元史食貨志を始めとする諸文獻が同じく記載する

司竹監を罷めて、民の自賣を聽し稅を輸せしむ。

の大改革が官民の竹園をとわず、華北・江南のすべての竹園に施行されたのである。

至元二十三年以後

ところがこの「民賣輸稅」の大改革は、思わぬところから破綻をきたした。民賣にまかされた官有園の管理が不十分であつたときに、わるいことに盧世榮が失脚して、政界は混亂をきわめ、これがこの傾向を促進させた。一年有餘でかつての整備された官有園は、著しく荒廢したのである。さきの抄紙坊大使であつた郭唆の呈文によると、

襄陽・鄧州等處の山中に長ずるところの竹竿は、それ數うるに勝ざるほか、懷・洛・關西等處にあつては、平川に竹園約五百餘頃あるを見る。すなわち國家の恒產に係れど、久しく荒廢すれば、竹法に通曉する人員を選んで、舊によりて管領して課を辨じ、專一に優護のため巡禁させば、深く便益となるべきにあらずや。（元典章二十二、戶部八竹課、「腹裏竹課依舊江南亦通行」の條）

と、いうのである。民が願つて許された「民賣輸稅」の制

度を民自身が破滅にみちびいたわけである。

至元二十三年九月、中書省によつて、ここに再度の大改革が斷行された。元史卷七四、食貨志および元典章卷二十二、戸部八竹課、「腹裏竹課依舊江南亦通行」の條を參照しつつ議定の要點を箇條書にしてみる。

一、再び衛州に竹課提舉司を設立して、官員三名をおき、管下の輝・懷・嵩・洛と、京(荆?)・襄・益都・宿遷の四處に使副（副使?）を設置する。

一、官竹園には看守人をおき、規定どおり竹を優護し、毎年定められた時月に採斫し、引を給して發賣して課を辨ずる。

一、百姓の園座は、頃畝をしらべ斟酌して課程を包認せしめ、採斫發賣は本人に行わす。

一、江南の竹は、許して腹裏に通行せしめ、その場合賣却したところで納税さす。

一、陝西竹課提舉司は、官を派遣して輝・懷において引を給して課を辨ずる。

ふたたび北支那全土の竹園にわたつて竹引法が施行されたわけである。かつて存した衛輝路の四十餘頃の民竹園が、接収されて官竹園となつたことは書くまでもない。

至元二十九年以後

盧世榮につづいて元朝財政を牛耳つた桑哥が誅されて、當代第一の清廉潔白で有名な完澤が丞相となると、

〔至元〕二十九年、丞相完澤言う「懷孟の竹課は、頻年斫伐されてすでに損じ、課のいずるところなし。民に科するに輸をもつてし、宜しくその課を罷め、數年を長養すべし」と。世祖これに從う。

と、元史食貨志は報じている。ふたたび竹引法が廢止されたのである。しかもその後、竹引法が三度施行されたことを傳える記載は見出せない。

四、竹課額

至元二十九年十月、完澤が上言した一節に、

一歲の天下の入るところ、およそ二百九十七萬八千三百五錠にして、今歲すでに辨ぜしものは、わずかに一百八十九萬三千九百九十三錠なり。その中いまだ京師に至らず道にあるものあり、軍旅および織造・物料・館傳・俸祿に就給せしものあり。春より今に至るまで、およそ

三百六十三萬八千五百四十三錠を出し、出數すでに入數を逾ること六十六萬二百三十八錠なり。（元史十七、世祖本紀）

と、いうのがある。最も具體的な數値によつて、當時の元朝の苦しい赤字財政を如實に傳えているといわねばならない。

念のために書き添えておくと、例の至元二十三年の惡性インフレ最高潮における中統鈔發行高は二百一十八萬一千六百錠である。[12] また、翌二十四年に至元鈔を發行して通貨切下げを斷行したのち、至元二十九年に發行した至元鈔は五十萬錠であつた。[13] これ等を比較すれば、至元二十九年の歳入と支出および支出超過の數が如何に莫大であつたかはわかるはずである。

ところで、至元二十九年の竹課の歳辦額であるが、懷孟地方だけで千九十三錠であつたという。[14] すでに考察したごとく、竹の產地は懷孟だけではなかつた。だから竹の全歳辦額は千九十三錠を上廻つていたわけである。至元二十三年九月に、江西行省が中書省からうけた咨文の中には、竹の週歳の元辦課銀一千二百餘錠[15]とある。年次的には少しずれるが、前記の懷孟の竹課と比べると大差のないことがわかり、上廻る數値はさほどの數でなかつたことが推定できる。そうすれば、至元二十九年度の天下の歳入に對する懷孟の竹課の比率をそのままかりに竹の全歳辦額との比率であるという見方もさして誤算とならず、一應のめやすとして許されるわけである。すなわち、計算すれば〇、〇三七%弱がそれである。

なお、比較のために、至元二十六年度の鹽課二百萬錠[16]を至元二十九年の總歳辦額に對比してみると、六七%強になる。元史卷一七〇、郝彬傳の

國家の經費は、鹽利で十の八をあて、しかも兩淮鹽は、獨りで天下の半にあたる。

は、このパーセンテージを裏附けていて、至元中期以後の鹽課は、常に財政收入の七、八割を占めていたと斷定できる。

また、至元二十六年度の茶課約八萬錠[17]を同じく對比してみると、約〇、二七%弱となる。

もちろん、以上の諸比率は、嚴密には數理を無視したもので、この意味ではナンセンスであるにしても、これらと比べて竹課の〇、〇三七%弱がまことに微〻たる數値であつたことはたしかである。

五、竹の專賣實施の目的

説明するまでもないが、專賣品というものは、すべての物品が例外なく適合する性質のものでは決してない。それにはおのずから條件がある。すなわち、一つは、專賣の目的物が大衆の消費に足るだけ大量に生産できるものであらねばならないし、今一つは、企業あるいは生産の場所が比較的に集中し、國家がこれを獨占するに容易であらねばならないと普通いわれている。

竹の場合、第二の條件は問題ないとしても、第一の條件については適合するかどうか、吟味してみる必要がある。

竹の栽種・育生は、決して放置しておけばそれで事足るものではなかつた。中國の農書が等しくその方法を詳述しているので、ここでは省くが、要するにそれは、根の保護と施肥にあつた。「一人で竹を種えば十年盛ん。十人で竹を種えば一年盛ん」と栽植の要訣を説いた俚諺は、多人數で竹根を傷つけるのを戒めたものに他ならない。また、竹を實用するには、

それ竹を器に欲するには、年を經るまで殺を堪えるべし。年を經ざるものは輭くして未成なり。（齊民要術五、種竹第五十一。王禎農書十、百穀譜九、「竹木」の條）

といわれている。より具體的に書くと、竹は六、七年で花を咲かし、[18] ついで結實する。食用になる「竹米」といわれるのはこれである。[19] 花を咲かした竹は枯れるので、花の咲くまでに伐採しなければならない。所謂「留三去四」で、四年目に伐去するのが常例で、これがようやく竹が實用に堪えるだけの硬さをもつ年月であるといわれる。[20] 元代の竹も當然この要領で育生され伐採された。その伐採量は、至元年間はうかがえないが、天曆元年の河南省からの産出は、二十六萬九千六百九十五竿と傳わつている。[21]

一体、竹はその性質から考えて、恣意的に急激に増産できるものではないし、それに、

移竹はただ五月十三日にす。これを竹醉日といい、また竹迷日ともいい、また龍生日ともいつて、栽竹すれば すなわち茂盛す。（農政全書三十九、種植「竹」の條 王禎農書十、百穀譜九「竹木」の條）

とあるごとく、必ず根づくという理由で、移植を陰暦五月十三日の所謂「竹醉日」の一日にしがちな習慣があつた。その日が丁度梅雨季にあたつていて根づく理由は頷ずける

が、この習慣が竹の増産を阻害していたことも、十分想像できる。しかも竹園は、とかく荒廃しがちで、現状維持するのが並大抵ではなかつたこともすでに見てきた。これらの理由から至元年間の竹の伐採も、大體、天暦元年の伐採量と大差ないとして、元初の中統二年で一百四十一萬八千四百九十九戸[22]、江南併合直前の至元十二年には、實に四百七十六萬四千七十七戸[23]といわれる天下の戸數と對比してみると、竹はおよそ五戸あるいは十七戸に一本の割合となる。この割合では、第一の條件を滿足させるとはいえないはずである。むしろどちらかといえば、大衆には入手しがたい品であつたといつた方が適當かもしれない。事實、マルコ・ポーロは、上都ではあるが、その宮殿にある竹の御殿について、それが如何に贅澤なものであるかを驚きをもつて述べている。[24] これから推せば、當時竹が一般大衆の容易に使用出來るものでなかつたことを益々思わしめる。また、

好投拜(みずからくだ)つた官民の宅舍・店舗・莊產・田地・花菓・松竹・菜園・一切の林木にあつては、占奪を強行するをえず。もし占者あれば、本主に歸付すべし。（元典章三十四、兵部一正軍、「省諭軍人條畫二十三款」の條）

という至元十五年三月に、樞密院が軍官・軍人に與えた省諭は、竹が當時の人人の垂涎の物品であつたことを思わしめるのである。つまり竹は、

上は王公・貴人の尙ぶところ、下は小夫・賤隷の闕くべからざるところ、誠に民生の日用に資するところにして、國家の課利の一助なり。（農政全書三十九、種植、「竹」の條）

とあるごとく、課稅の對象として適當しても、大衆課稅の意味での專賣品にはなりえなかつたといえよう。

それなのに、元朝は竹引法を強行したのである。至元四年から始つた竹引法を、同二十一年から二年間を除けば、曲りなりにも續行させた。しかもその續行に、元朝が異常な熱意で盡力したことは第三章で考察した。ついで第四章で、その竹課の全收入が、一年の天下の總收入の約〇、〇三七%にもみたない僅少であることを知つて驚ろいた。元朝の苦しい財政を思えば、僅かな收入でも貴重であつたことは十分わかる。しかし、理解できないことは、この僅かな竹課を確保するために、あれまでの執拗な努力が必要であつたかどうか。その經費と比べあわせて果してプラスと

なつたかどうかということである。もちろん、損得は度外視しての實施だというのなら話は別である。このように考えてくると、竹の專賣の眞の目的が、財政收入の一端としてもくろまれたのではないと疑わざるをえない。ではそれは、一體何のためであつたのか。

竹の用途はまことに廣い。家具・農具[25]・什器・工藝品等を一一述べるよりも、マルコ・ポーロの「住民は竹を色々の方面に利用している」という報告[26]を引用しておけば、それだけで元代の竹の用途については十分であろう。しかし、竹からつくつた竹紙が極めて良質で書きものはもちろん印刷にも用いたことを、天工開物は傳えているし、[27]また、當時の織機の部分品として多く用いられていることも書いている。[28]だが見逃すことのできないのは、武器としての用途である。弓矢を始め、弩・干そして火藥の材料に至るまで、竹やその葉を使用したことである。この事實は、ここでは重要なことなので、「弧矢」「弩」「干」「火藥」の各條の必要部分を轉寫する。薮内清教授編「天工開物の研究」にある譯文である。

一、弓

弓を造るには、竹と牛角とを眞中の幹(ほこ)の材料とする。(東北の蠻人は竹がないので柔かい木でつくる。)桑の枝を兩弭(はず)とする。弓をゆるめると竹が內側となつて、牛角がその外を護り、張ると牛角が內に向い、竹の外にくる。竹は一本で牛角は二枚をつぎあわせる。桑製の弭はその末端をえぐつて弦輪(つるわ)をとめ、弭の根元はまん中を切込んだ竹にはめこむ。弓の片面をみがいて牛角を貼る。弓を造るには先ず一片の竹を削り(竹は秋冬に伐るがよい。春夏には虫食いがある。)弓の中腰は少しく細くし、兩端はやや廣くする。長さ約二尺ばかりにし、片面に膠を塗り牛角を貼りつけ、他の片面には牛筋と膠とをあてて固める。牛角はまん中でかみ合わせて接合する。(北方の蠻人には長い牛角がなく、羊角を四個をくつつけて束ねる。黃州の弓は黃牛の明角も使い、水牛の角だけではない。)固めるには筋や膠を使用する。外側は樺の樹皮で固め、それを煖靶(にぎり)という。

二、矢

矢柄(やがら)としては、中國の南方は竹材、北方は萑柳の材、北方の蠻人は樺の材であり、地方によつて一定しない。矢柄の長さ二尺、鏃の長さ一寸がその標準である。竹矢を作るには、竹四本又は三本を削り、膠でくつつける。

小刀をかけてみがいて圓く合わせ、漆糸で兩端をまきつける。それを三不齊箭桿と呼ぶ。浙江と廣東の南には、そのまゝ矢竹になつていて、割つて合わせる必要のないものがある。柳と樺の矢柄は圓くまつすぐな枝を取つてつくるのである。ほんの少し削ればでき上がる。竹矢はちやんとまつすぐな形になつているから、たわめる必要がない。

三、弩

弩は守營の兵器であつて、行陣には不便である。眞直ぐな部分を身といい、横になつている部分を翼といい、弦をはじく齒のようなものを機（ひきかね）という。（中略）一本の柔かい木で翼を造つたものを扁擔弩といい、力は最も強い。また一本の木の下に竹片を重ねたものがあり（その竹は一片ごとに短くなつている。）、これを三撑弩という。それには五撑、七撑まである。（中略）弩に使う矢の羽根は竹の葉で作る。矢の根元を裂いてその中にはさみ、矢にまといつける。

四、干

干の長さは三尺をこえない。杞柳を直徑に編み、それを項下に置く。上に五寸出ていて、やはりその先端を鋭くする。下の方には輕い竹棒があつて持つことができる。

五、火藥

火藥は消石、硫黄を主成分とし、草木の灰を補助とする。（中略）消石の性質は眞直ぐに飛ぶのが特徴である。だから直擊する火藥の成分は消石が九で硫黄が一である。硫黄の性質は横にひろがるのが特徴であるから、爆擊する火藥の成分は、消石が七で硫黄が三である。これを助ける灰は、青い楊、枯れた杉、樺の根、竹の葉、蜀葵、毛竹の根、茄稭の類であり、燒いてその性分を留めておく、その中で竹の葉が最も乾燥している。

たしかに北方民族が、弓に使用した柔かい木より竹が、また、矢につくつた樺の材より竹が、はるかに優れた材料であることがわかつた。モンゴル帝國が金朝を滅ぼし、中國に侵入して竹園を入手したときの彼等のよろこびは、おもい半をすぎるものがある。

至元四年といえば、丁度、南宋の據點襄陽の攻擊が始まる頃である。この戰鬪が元朝にとつてまれにみる惡戰苦鬪であつたことは既に書いた。[60] 弓矢を始め弩、干、火藥はいくらあつても足らないときである。またとないこれらの材

料となる竹の民間使用をできれば全面的に禁止したいはずである。しかしそれは、たとえ竹が日常必需品でなくても、當時常識的にできうることではない。とすると、ここに當然その用途をおさえ消費を嚴重に管理する方法がとられたとしても決して不思議ではない。まず、至元三年六月、「陝西・河南の竹禁を申嚴」（元史六、世祖本紀）し、ついで至元四年、さきに書いたごとく、急據竹引法が實施された。竹引法こそ恰好の民間消費の防止手段であつたのである。

さて、このように考えてみると、

私家の竹貨の類を抽分することは、みな宜しく罷去すべし。（紫山全集二十三、雜著、「民間疾苦狀」の條）

と反對するほど、あの常例をいつした六割ないし四割の抽分率も領けるし、また、

近年已來、時月によらず、去留を問わず、恣意に斫伐して、盡く殘廢を行う。それすべて價を得れど、錢給はすでに時にあらずして、多く完備せず、また巡竹人ら經紀（原作、絲につくる）に往來し、やや錢物を恐嚇するがごとき疑いあり、事は一端にあらずして、往往家を破り業を失う者あり。百姓が竹柏を顧視すること仇讎より甚しきに至る。（秋澗全集九十、便民三十五事「鄰竹屬民」の條）

という強制買いあげをとらねばならなかつた元朝の立場も納得がいくはずである。

六、むすび

至元二十九年以後、竹の專賣法は中止されて、もとの「民賣輸稅」にかえつた。落ちつくところに落ちついた感じである。制度維持に四苦八苦した竹引法であつたが、その間に南宋平定を始めとし、兩度の日本大遠征、東南アジア諸國への進擊、海都との激爭等の數々の戰鬪に、竹が武器として使用されたとしたら、或はそれで所期の目的は十分達したというべきである。だからこの觀點からすれば、元代の竹引法の實施は成功であつたという見方も成立するかもしれない。

最後に強調しておきたいことは、元代の竹の專賣は、宋代からひきつがれた消費を前提に大衆課稅として、財政收入をねらつた專賣とは、全く異る意味をもつていたことである。近代社會においては、財政收入以外の目的、例えば、價格の統制、配給の合理化から國民保健ないし警察取締上

のために専賣が施行されるが、その一つの様式に數うべき「生産を確保して、一般の消費を防止する」專賣の實施が、早くも十三世紀の後半、始めて元朝において出現したことは、まことに注目すべきであるといわねばならない。

註

(1)元史卷五十八、地理志十「中書省(腹裏)」の條によると、懷孟路は「唐懷州。復改河内郡」からもわかるごとく、河内地方にあたつていた。憲宗の七年(一二五七)に始めて懷孟路總管府が設置され、その後、至元元年には彰德路に一時隸屬したが、同二年再び獨立して一路となつた。ここを懷慶路とよんだのは、元の中頃すなわち延祐六年以後である。戸數三萬四千九百九十三。口數一十七萬九百二十六。錄事司一。縣三(河内・修武・武陟)。州一(孟)。

(2) The Book of Ser Marco Polo Voel II.
Part II. Journey to the West and South-West of Cathay.
Chapter. XL. Concerning the Great River Caramoran and the City of Cachanfu.

(3)元史卷一百四十六、耶律楚材傳。

(4)元史卷一百六十八、陳祐傳。

(5)元史地理志「中書省(腹裏)」の條によると、衞輝路は、唐代の義州・衞州・汲郡等とよばれたものであつた。中統元年に衞輝路總管府に升された。戸數二萬二千一百一十九。口數一十二萬七千二百四十七。錄事司一。縣四(汲・新鄉・獲嘉・胙城)州二(輝・淇)

(6)阿里不哥の亂の過程と意義については、田村實造教授の論文、「アリブカの亂について」――モンゴル帝國から元朝へ――(東洋史研究十四の三)に詳し。

(7)烏台筆補「論官買輝竹事狀」の條。

(8)元史類編卷二、天王一。

(9)元代の榷塩法については、田山茂氏の「元代の榷塩法について」(史學研究九ノ二)に詳しく、それによると、榷塩法は大體次の通りである。

1、官賣法(食塩法)

イ、計口賣塩法――戸口に應じて散塩して後に代價をとる。

ロ、入中法――軍糧を運ばしめて、その代償として塩を支給する。

2、通商法(行塩法)

塩の引換券である塩引を塩商に賣り、これと引換に塩場にて支塩し、行塩地内において自由に販賣させる方法。すなわち運送・販鬻ともに塩商の司る所謂「引法」である。

(10)秋澗全集卷九十、便民三十五事、「輝竹屬民」の條。

(11)元典章卷二十二、戸部八竹課、「紫竹扇杆收買給引」の條。

(12)元史卷七十四、食貨志「鈔法」の條。

(13)同前。

(14)元史卷十七、世祖本紀「至元二十九年」の條。

(15)元典章卷二十二、戸部八竹課「腹裏竹課依舊江南亦通行」の條。

(16)田山茂氏の前掲論文。

(17)元史卷七十四、食貨志「茶課」の條。

(18)竹の開花は、普通五十年ないし百五十年たたねばならないといわれている。農政全書に「竹有六七年便生花」とあるは誤りと思われるが、ここでは一應この説に從つておく。

(19)「竹米」に關する記錄を元史にさがすと、至元十八年。處州（浙江麗水縣）山谷中。小竹結實。如小麥。饑民采食之。（元史五十一、志第三下、五行三、「火不炎上」の條）

至元二十一年。明州（浙江鄞縣）象山縣。竹穗生實。如小米。可食。（同前）

等があつて、饑民が食用にしたことがわかるが、とくに至元十九年四月戊申の條の記述（元史卷十二、世祖本紀）は、

寧國路（安徽宣城縣）大平縣饑民。採竹實爲糧。活者三百餘戶。

と、多數の饑民を救つたことを傳えている。

(20)以上の記述は主として王禎農書卷十、百穀譜九「竹木」および農政全書卷三十九、種植「竹」の條によつた。

(21)元史卷七十四、食貨志「歲課」の條。

(22)元史卷四、世祖本紀「中統二年」の條。

(23)元史卷八、世祖本紀「至元十二年」の條。

(24)The Book of Ser Marco Polo.

Book first, Account of Regions visited or heard of on the Journey from the Lessen Armenia to the Court of the Great Kaanat Chandu.

Chapter LXI. of the City of Chandu, and the Kaan's Palace there.

(25)竹で製作した農具類については、王禎農書卷十五、農器圖譜七「蓑笠門」の條に圖入りで詳細な説明がある。

(26)The Book of Ser Marco Polo, Vol. II

Part II. Journey to the West and South-West of Cathay.

Chapter XL. Concerning the Great River Caramoran and the City of Cachanfu.

(27)天工開物中卷、殺青第十三卷「紙料」の條。

(28)天工開物上卷、乃服第二卷「緯絡」の條。

(29)天工開物下卷、佳兵第十五卷「弧矢」の條。

(30)拙著「元代社制の政治的考察」（東洋史研究十五ノ一）